

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5年 6月 28日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県三次市布野町下布野 8 4 - 2

氏名 宮迫木材株式会社 代表取締役 宮迫 直樹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0 8 2 4 - 5 4 - 2 0 1 1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	宮迫木材株式会社		
事業場の所在地	広島県三次市布野町下布野 8 4 - 2		
事業の種類	製材業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和04年4月1日より令和05年3月31日まで		
産業廃棄物処理計画における目標値		別紙4のとおり	
項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,847 t	全処理委託量	25 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	1,822 t	再生利用業者への処理委託量	25 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,822 t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

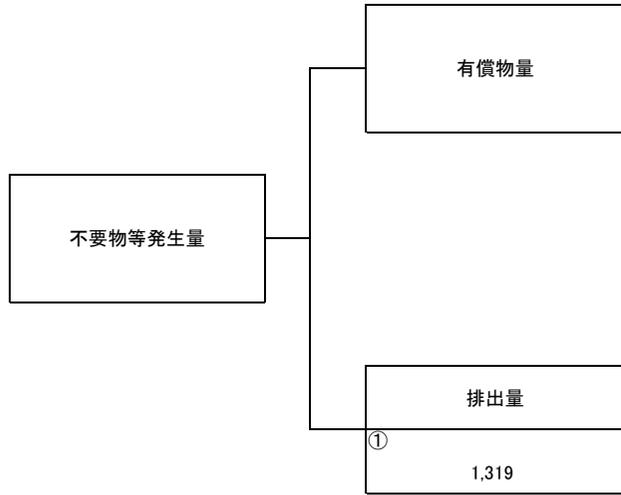
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

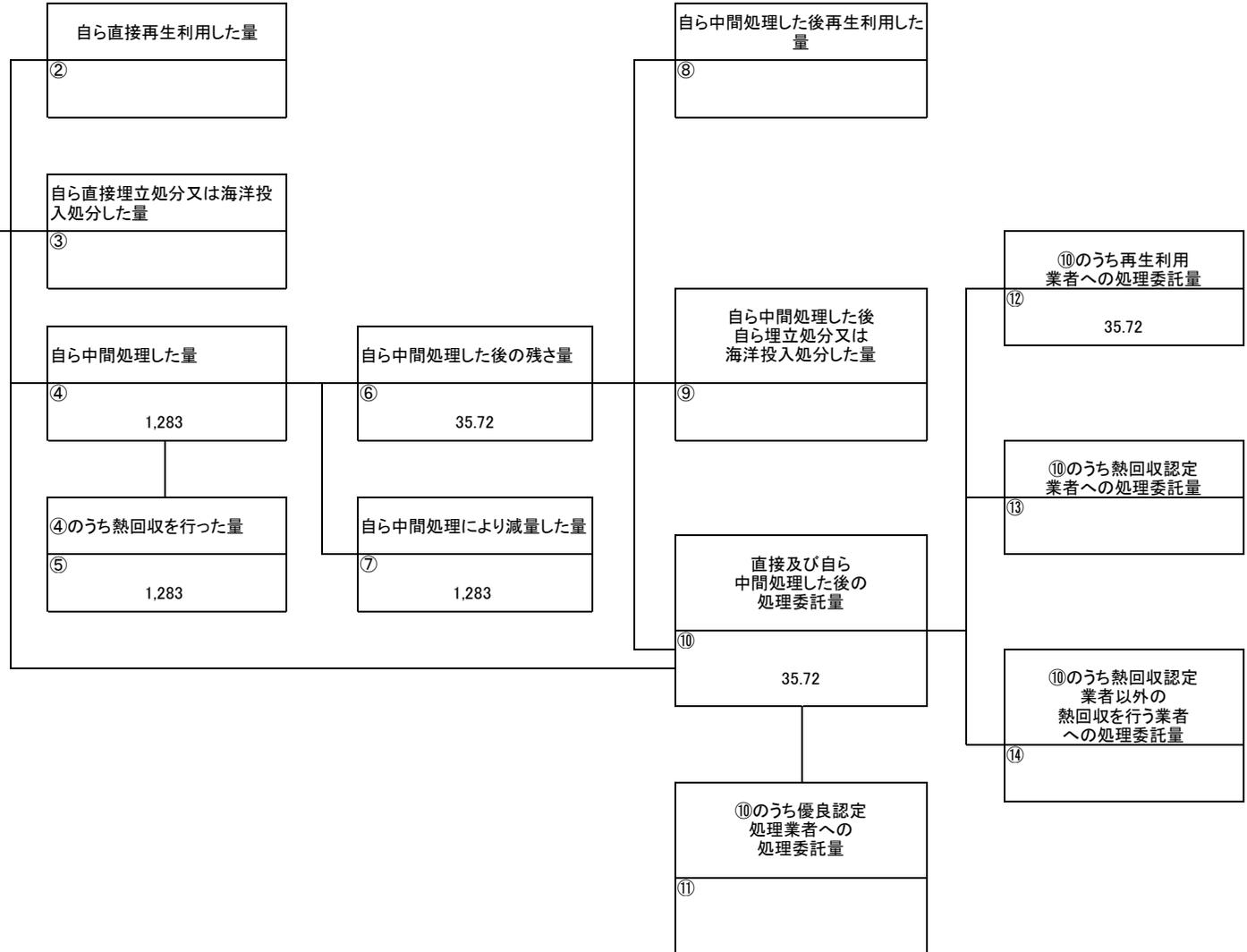
おが屑・木くず

)

別紙3のとおり



項目	実績値
①排出量	1,319
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	1,283
⑦自ら中間処理により減量した量	1,283
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	36
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	36
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3-その1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和04年度実績)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
燃え殻														
汚泥														
廃油	0.72									0.72		0.72		
廃酸														
廃アルカリ														
廃プラスチック類														
紙くず														
木くず	1308			1308	1283	25	1283			25		25		
繊維くず														
動植物性残さ														
動物系固形不要物														
ゴムくず														
金属くず														
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	10									10		10		
鉱さい														
がれき類														
動物のふん尿														
動物の死体														
ばいじん														
合計	1318.72	0	0	1308	1283	25	1283	0	0	35.72	0	35.72	0	0

別紙3-その2

	実績値(単位:トン/年)									
	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利用を行った量	⑤ 自ら熱回収を行った量	⑦ 自ら中間処理により減量した量	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑩ 全処理委託量	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	⑫ 再生利用業者への処理委託量	⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
産業廃棄物の種類										
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油	0.72	0	0	0	0	0.72	0	0.72	0	0
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	1308	0	1283	1283	0	25	0	25	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	10	0	0	0	0	10	0	10	0	0
鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1318.72	0	1283	1283	0	35.72	0	35.72	0	0

別紙4(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和04年度実績)

単位:トン/年

目標値 (前年度に提出した産業廃棄物処理計画の計画値)		実績値	
排出量	1847	①排出量	1318.72
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		②+⑧自ら直接再生利用を行った量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	1822	⑤自ら熱回収を行った量	1283
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1822	⑦自ら中間処理により減量した量	1283
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
全処理委託量	25	⑩全処理委託量	35.72
優良認定処理業者への処理委託量		⑪優良認定処理業者への処理委託量	
再生利用業者への処理委託量	25	⑫再生利用業者への処理委託量	35.72
熱回収認定業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量	
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 28日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県三次市布野町下布野 8 4 - 2

氏名 宮迫木材株式会社 代表取締役 宮迫 直樹

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0 8 2 4 - 5 4 - 2 0 1 1

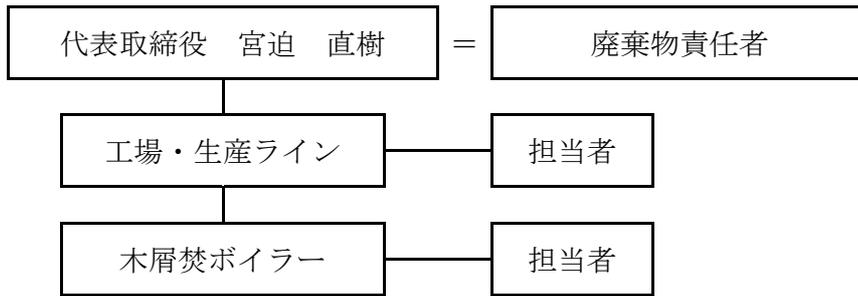
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	宮迫木材株式会社
事業場の所在地	広島県三次市布野町下布野 8 4 - 2
計画期間	令和05年4月1日より令和06年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙 1, 2のとおり	
①事業の種類	製材業
②事業の規模	製造品出荷額 7億9,457万円
③従業員数	19名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>原木の製材、製品の製造加工において発生する木屑（13,750トン）は、チップ（7,700トン）を日本製紙木材(株)、ニチハ(株)、さとやま林産(株)へ、のこ屑（1,700トン）を（有）藤原産業、大武産業、木材開発（株）、西条農業高校へ、バーク（2,600トン）は、久米産業(株)に有償物として販売。残り（1,720トン）は全て、自社木屑焚ボイラーの燃料として利用し、焼却後の灰（30トン）は、（有）藤原産業に処理委託。</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙1, 2のとおり

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和03年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木屑	廃油・コンクリートくず
	排出量	1,308 t	10.72 t
	(これまでに実施した取組) 発生した木屑は、有償物として、チップは日本製紙木材㈱、ニチハ㈱へ製紙用材料として販売。のこ屑は、(有)藤原産業、大武産業、木材開発(株)、西条農業高校、庄原実業高校へ畜舎の敷物等として販売。バークは肥料材料として久米㈱へ販売し残りは全て、自社の木屑焚ボイラーの燃料として有効活用に取り組む。今年度生産ラインの更新を行うので廃棄物の排出量は抑えられる。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木屑	
	排出量	1,750 t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年と同様の取組みで努めるも、製材の歩留まりを良くする様にできる限りの寸の原木調達に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) チップ・バーク・のこ屑・プレーナー屑と4種類のサイロに分別仕分けする。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) チップ・バーク・のこ屑・プレーナー屑と4種類のサイロに現状通り分別仕分けする。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和03年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木屑	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	1,283 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,283 t	t
(これまでに実施した取組)			
<p>自社の、木屑焚ボイラーの燃料として使用するも、プレーナー屑を全て木屑焚ボイラーの燃料に使用。</p>			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木屑	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	1,720 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,720 t	t
(今後実施する予定の取組)			
<p>自社の、木屑焚ボイラーの燃料として、特に燃焼効率が良いプレーナー屑は、100%木屑焚きボイラーの燃料として使用。燃焼効率が良いため排出される灰の排出量が減少できる。</p>			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（令和03年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	灰	廃油・コンクリートくず
	全処理委託量	25 t	10.72 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	25 t	10.72 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
(有)藤原産業へ全量処理委託。畜産農家等の土壌改良剤として提供。			

		【目標】 別紙1, 2のとおり		
②計画	産業廃棄物の種類	灰		
	全処理委託量	30	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量	30	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
<p>畜産農家等の土壌改良剤として提供。今年度生産ラインの更新を行うため、廃棄物の排出量は抑えられると考える。</p>				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和04年度)実績量

計画：今年度(令和05年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油	0.72	0													0.72					
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類																				
紙くず																				
木くず	1308	1750			1283	1720	1283	1720			25	30			25	30				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	10	0													10					
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	1318.72	1750	0	0	1283	1720	1283	1720	0	0	25	30	0	0	35.72	30	0	0	0	0

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	製材業
②事業の規模	製造品出荷額 7億9,457万円
③従業員数	19名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	原木の製材、製品の製造において発生する木屑は、チップは日本製紙木材(株)・ニチハ(株)さとやま林産(株)へ、のこ屑は(有)藤原産業・大武産業・木材開発(株)・西条農業へ、バークは肥料材料として久米産業(株)へ有償物として販売。残りの木屑は、自社木屑焚きボイラーの燃料として全量利用、焼却後の灰は(有)藤原産業へ処理委託(畜産農家の土壌改良剤として)する。

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙を参照)

代表取締役 宮迫 直樹 (廃棄物責任者) — 工場生産ライン (担当者) — 木屑焚きボイラー(担当)

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) チップは、有償物として日本製紙木材(株)、ニチハ(株)、のこ屑は(有)藤原産業、大武産業、木材開発(株)、西条農業高校へ、バーク屑は、(株)久米産業へ出来るだけ多く販売し、排出量を極力抑える。 木屑焚きボイラーの燃料は、主にプレーナー屑を利用して、燃焼効率を高め排出量を抑制する。 令和4年度は、生産ラインの更新を行い約半年間減産となり排出量を大きく抑制した。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今年度は、生産ラインが新しくなり生産量が前年を大きく上回るため、チップ・のこ屑、バークは有償物としての販売に努め、今年度はチップの販売先として、さとやま林産(株)と契約する。販売することで排出量の抑制に努める。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) チップ・バーク・のこ屑・プレーナー屑と4種類のサイロに分別仕分けする。プレーナー貯留タンクを1基増設し、チップのサイロをチップヤードとして2か所改修新設した。
②計画	(今後実施する予定の取組) チップ・バーク・のこ屑・プレーナー屑と4種類のサイロに分別仕分けする。できるだけ有償物として販売先を増やしていく。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 販売した残りの、木屑・パーク・のこ屑は、全て木屑焚きボイラーの燃料として使用する。プレーナー屑を木屑焚きボイラーのメイン燃料として使用し、燃焼効率が良いため焼却後の排出物を抑制できる。
②計画	(今後実施する予定の取組) のこ屑・パークはは有償物としての販売に努め、プレーナー屑については、木屑炊きボイラーの燃料としてメインに使用することとし、燃焼効率も上がり排出される灰の量を減少させる。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 木屑焚きボイラーの灰処理は、(有)藤原産業へ委託(畜産農家等へ土壌改良剤として)する。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も、木屑焚きボイラーの灰処理は、(有)藤原産業へ委託(畜産農家等へ土壌改良剤として)する。